

科学研究費補助金の不正使用等の防止 及び繰越について

科学研究費補助金の不正使用等の防止

科学研究費補助金（科研費）については、平成16年度以降、使用ルールの明確化、機関管理の義務化などの制度改善を行うとともに、「科学研究費補助金に係る不正使用等防止のための措置について」（平成18年11月28日付18文科振第559号）や、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について」（平成19年2月15日付18文科科第829号）等に基づき、適正な研究費の管理・監査に取り組んでいただくよう通知しているにもかかわらず、近年、会計検査院の実地検査などで架空請求による預け金の指摘を受けるなど、科研費の不正な使用が後を絶ちません。

判明した事例のうち、多くは様々な不正使用等の防止策を講じる平成15年度以前の研究課題ですが、取組を強化した平成16年度以降の研究課題も少なからず見受けられることは、誠に遺憾であります。

科研費をはじめとする公的研究費は、国民の貴重な税金を原資としています。従って、その経費の執行・管理に当たっては、常に適正で透明な経理が求められます。そのため、各制度及び研究機関が定める使用ルールに則り、研究者は適切に科研費を使用し、また研究機関は適切に管理する必要があります。

文部科学省では、今後もより良い制度運営のために、種々の改善を図りますが、各研究機関におかれましても、科研費をはじめとした公的研究費の機関管理の徹底に最善を尽くしていただき、不正使用等を防止する自己管理体制の整備と強化を講じていただきたいと思います。

【定義】

- 「不正使用」：故意若しくは重大な過失による科研費の他の用途への使用又は科研費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用を行うこと。
- 「不正受給」：偽りその他不正の手段により科研費の交付を受けること。
- 「不正行為」：科研費の交付の対象となつた事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等のねつ造、改ざん又は盗用を行うこと。
- 「研究代表者」：科研費の交付の対象となる事業において、補助事業者として、当該事業の遂行に責任を負う研究者
- 「研究分担者」：科研費の交付の対象となる事業のうち二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行うものにおいて、補助事業者として研究代表者と共同して当該事業を行う研究者
- 「連携研究者」：科研費の交付の対象となる事業において、研究代表者又は研究分担者の監督の下に当該研究代表者又は研究分担者と連携して研究に参画する研究者
- 「研究協力者」：研究代表者及び研究分担者並びに連携研究者以外の者で、科研費の交付の対象となる事業において研究への協力をを行う者（研究者を含む。）

1 科研費における不正使用、不正受給及び不正行為に関する最近の事例

- 平成9、10、12、13年度及び平成15年度～平成18年度に交付された科研費において、旅費、謝金を架空請求し、また業者から無償で貸借した計測装置についてレンタル料を請求し、大学から補助金を支出させ自らの銀行口座で管理し、研究費（遠隔地での測定会実施に際しての必要経費）として使用したほか、一部については家族旅行の費用に使用していた。〔預け金、カラ謝金、カラ出張〕
- 平成10年度～平成18年度に交付された科研費において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。〔預け金〕
- 平成15、16、18年度に交付された科研費において、実体のない謝金出勤表を大学院学生に作成させて請求し、大学に補助金を支出させ、大学院学生の学会参加の旅費に充てていた。〔カラ謝金〕
- 平成8年度から平成15年度にかけて、応募・受給資格がない研究者が科研費の応募・交付申請を行い、不正に補助金を受給していた。〔不正受給〕
- 平成17年度及び19年度に交付された科研費の研究成果として発表された3編の論文について、過去の実験のデータを用いて図表の改ざん・ねつ造を行った。〔不正行為（改ざん・ねつ造）〕
- 平成16年度に交付された科研費の研究成果として発表された図書や研究成果報告書に、英語の原著論文を許諾を得ず無断で翻訳し、引用であることを明記せず、当該研究課題の研究成果として公表した。〔不正行為（盗用）〕

2 科研費の不正使用防止のための各研究機関の義務

○研究機関による補助金の管理

研究機関による科研費の管理は、研究者・研究機関の双方の義務であり、各研究機関は、雇用契約、就業規則、個別契約等において、研究機関による科研費の管理について明確に定めること。

また、補助事業に係る物品費の支出（購入物品の納品検査）については、納品検査を確実に実施できる事務処理体制を整備すること。補助金の不適正な執行の疑いが生じた際、仮に適切な納品検査が行われず、購入手続きに関する公正性を明らかにすることができない場合は、研究機関が当該補助金に相当する額を文部科学省又は日本学術振興会に返還すること。

〔参照〕

研究機関向け「文科省・学振使用ルール」

2 研究者との関係に関する定め

雇用契約、就業規則、勤務規則、個別契約等により、研究者が交付を受ける補助金（直接経費：補助事業の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費、間接経費：補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費）について、本規程に従って研究機関が次の事務を行うことを定めること。

2-1 研究者に代わり、補助金（直接経費）を管理すること。

2-2 研究者に代わり、補助金（直接経費・間接経費）に係る諸手続を行うこと。

2-3 研究者が直接経費により購入した設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）について、当該研究者からの寄付を受け入れること。なお、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、これらを当該研究者に返還すること。

2-4 研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者からの譲渡を受け入れ、これに関する事務を行うこと。なお、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還すること。（間接経費の譲渡を受け入れないこととしている研究機関を除く。）

【物品費の支出】

3-6 補助事業に係る物品費の支出（購入物品の納品検査）については、以下により、適切に行うこと。

- ① 物品費の適正な執行を図るため、検収センターの設置など、納品検査を確実に実施する事務処理体制を整備すること。
- ② 物品費を支出する際には、購入物品について、会計事務職員が納品検査を行うか、適切な研究職員等を検収担当職員に任命し、必ず納品検査を行わせること。
- ③ 補助金の不適正な執行に対する疑いが生じた際、適切な納品検査が行われていないことにより、その公正性が明らかでない場合は、研究機関が当該補助金に相当する額を文部科学大臣に返還すること

【旅費及び謝金等の支出】

3-7 補助事業に係る旅費及び謝金の支出は、事実確認を行った上で適切に行うこと。

研究者向け「文科省・学振使用ルール」

【研究機関による補助金の管理等】

1-4 研究代表者及び研究分担者は、所属する取扱規程第2条に規定する研究機関（以下「研究機関」という。）に、文部科学省が別に定める「科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」に従って補助金の管理を行わせるとともに、この補助条件に定める諸手続を当該研究機関を通じて行わなければならない。研究代表者及び研究分担者が所属する研究機関を変更した場合も、同様とする。

科研費ハンドブック（研究者用）11頁

補助金の管理や諸手続は、すべて研究機関が行うこととされています

研究機関による管理を行う理由

- ① 研究者の負担を軽減するためです
- ② 意図せぬルール違反を防止するためです

○使用に際しては各研究機関が定める会計ルールに従ってください。

○研修会・説明会の開催

各研究機関は、補助金の不正な使用を防止するため、研究者及び事務職員を対象として、研修会・説明会を積極的・定期的に実施すること。

〔参考〕

研究機関向け「文科省・学振使用ルール」

【研修会・説明会の開催】

4-5 補助金の不正な使用を防止するため、研究者及び事務職員を対象として、研修会・説明会を積極的・定期的に実施すること。

○内部監査の実施及び経費管理・監査の実施体制等の報告

各研究機関は、毎年、無作為に抽出した補助事業について、「通常監査」及び「特別監査」を実施（内部監査に代えて外部監査により監査を実施することも可。）し、その実施状況及び結果を、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備及び実施状況の報告書とともに10月下旬までに文部科学省に提出すること。

〔参考〕

研究機関向け「文科省・学振使用ルール」

【経費管理・監査の実施体制等の報告】

4-2 各年度の応募の際に、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況報告書を文部科学省に報告すること。

【無作為抽出により内部監査の実施】

4-6 毎年無作為に抽出した補助事業（全体の概ね10%以上が望ましい）について、監査を実施し（注1）、各年度の応募の際に、その実施状況及び結果について文部科学省に報告すること。（注2）

なお、上記により実施する監査の一部（監査を実施する補助事業の概ね10%以上が望ましい）については、書類上の調査に止まらず、実際の補助金使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的なものとすること。

（注1）

通常監査の対象

内部監査を実施する年度の前年度に補助金の交付を受けていた補助事業（前年度に補助金の交付を受けていない場合は、内部監査を実施する年度の補助事業）で無作為に抽出したもの。

(注2)

「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況報告書」の提出が、科研費の応募・採択の要件となっているため、平成21年度に応募する研究機関又は平成21年度に科学研究費補助金の継続課題がある研究機関は必ず提出すること。当該報告書の提出がない場合には応募を受け付けることができない。

なお、当該報告書の様式・提出方法については、文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課より別途通知予定（9月下旬頃）。

○不適正な管理・監査に対する間接経費の返還等

文部科学省・日本学術振興会からの機関の経費管理等についての改善の指導に対し、改善が図られない状態が継続する場合、あるいは、経費管理が不備な状況下で悪質な補助金の不正使用等が発生した場合には、間接経費の減額などの措置がとられる場合がある。

[参照]

研究機関向け「文科省・学振使用ルール」

【不適正な管理・監査に対する間接経費の返還等】

4-9 補助金の不正使用に対し、文部科学省（日本学術振興会）が、機関の経費管理・監査の実施体制・実施状況等が不適正と判断した場合は、その指示に従って、間接経費の返還等を行うこと。

○不正な使用等に係る調査の実施

補助金の不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いがある場合を含む）には、速やかに調査を実施し、その結果を文部科学省・日本学術振興会に報告すること。

[参照]

研究機関向け「文科省・学振使用ルール」

【不正な使用に係る調査の実施】

4-7 補助金の不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いのある場合を含む）には、速やかに調査を実施し、その結果を文部科学省（日本学術振興会）に報告すること。

【研究活動の不正行為に係る調査の実施】

5-2 補助金による研究活動に関わる不正行為が明らかになった場合（不正行為が行われた疑いのある場合を含む）には、速やかに調査を実施し、その結果を文部科学省（日本学術振興会）に報告すること。

3 科研費の不正使用等に伴う科研費交付対象からの除外について

科研費の不正な使用等が行われた研究の遂行に研究代表者・研究分担者等として加わった者が行う研究は、一定期間、科研費交付対象から除外されます。

① 不正な使用等を行った研究者本人は、

- ①-1 他の用途への使用を行っていない場合は、
・返還命令が行われた年度の翌年度から2年間、
・新規課題か、継続課題であるかを問わず、
・研究代表者にも研究分担者にもなることができない。
- (例) 交付決定権者の承認を得ずに、研究代表者を交替した場合……2年
- ①-2 他の用途への使用を行っていた場合は、
・返還命令が行われた年度の翌年度から程度に応じて2～5年間（具体的に何年にするかは別表の基準に基づき交付決定権者が決める）、
・新規課題か、継続課題であるかを問わず、
・研究代表者にも研究分担者にもなることができない。

(例1) 契約を偽装して研究機関の事務局の経理管理担当者をだまして科研費を支出させ、プールした場合（いわゆる「預け金」など）……4年

(例2) 科研費を遊興費に使用した場合……5年

※ 他府省を含め科研費以外の研究費で不正な使用等を行ったことにより、一定期間、当該研究費の交付対象から除外される研究者についても、平成18年4月以降、上記のとおり取扱っている（4「科研費以外の競争的資金において交付対象除外措置を受けた研究者の科研費交付対象からの除外について」参照）。

[参照]

（不正使用の場合に科研費を交付しない期間）

科学研究費補助金の他の用途への使用の内容等	交付しない期間
1 補助事業に関連する科学研究の遂行に使用した場合	2年
2 1を除く、科学研究に関連する用途に使用した場合	3年
3 科学研究に関連しない用途に使用した場合	4年
4 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合	4年
5 1から4にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	5年

② 不正な使用等を行った研究者の共同研究者は、

- 不正な使用等を行った研究者本人が他用途使用を行ったか否かに関わらず、
・返還命令が行われた年度の翌1年度の間、
・新規課題についてのみ
・研究代表者にも研究分担者にもなることができない。

(例1) 研究代表者が科研費の不正な使用等をしたが、自らは不正な使用等をしていない研究分担者

(例2) 研究分担者が科研費の不正な使用等をしたが、自らは不正な使用等をしていない研究代表者

※ ここでいう「共同研究者」とは「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)に規定された補助事業者(補助金を主体的に使用する者)である研究代表者及び研究分担者であって、補助事業者に該当しない連携研究者(補助事業者と連携して研究に参画する者)及び研究協力者(必要に応じ研究に協力する者)は含まれない。

図) 研究組織における役割分担と応募制限の対象となる者

		研究組織内の役割			
		代表者	分担者	連携者	協力者
不正使用実行者	研究代表者	×	△	-	-
	研究分担者	△	×	-	-
	連携研究者	△	△	×	-
	研究協力者	△	△	-	×

- ・「×」… 不正使用の実行者として、2~5年間、新規課題及び継続課題のいずれについても、研究代表者及び研究分担者になることができない
- ・「△」… 不正な使用等を行った研究者の共同研究者(補助事業者)又は研究組織における研究の協力を得る者として、1年間、新規課題について、研究代表者及び研究分担者になることができない
- ・「-」… 共同研究者(補助事業者)でないため、応募の制限の対象外

③ 他用途使用について共謀を行った研究者は、

-
- ・他の用途への使用を行った研究者本人が受けた処分と同一の期間、
 - ・新規課題か、継続課題であるかを問わず、
 - ・研究代表者にも研究分担者にもなることができない。

(例) 研究代表者Aは、研究者BからBが関わる研究プロジェクトの研究費が不足しているとの相談を受け、Bのために科研費と関係のない研究プロジェクトに科研費を使用した。

※ 「共謀を行った研究者」は、研究代表者、研究分担者に限定されない。

④ 偽りその他不正の手段により交付を受けた研究者等は、

-
- ・返還命令が行われた年度の翌年度以降5年間、

- ・新規課題か、継続課題であるかを問わず、
- ・研究代表者にも研究分担者にもなることができない。

(例) 科研費の応募資格がないにもかかわらず、事実と異なる肩書きや他人の氏名を用いて応募し、科研費を不正に受給した場合

- ※ 1 偽りその他不正の手段により交付を受けることを共謀した研究者もこれに含まれる。
- ※ 2 他府省を含め科研費以外の研究費で不正な使用等を行ったことにより、一定期間、当該研究費の交付対象から除外される研究者についても、平成18年4月以降、上記のとおり取扱っている（4「科研費以外の研究費において交付対象除外措置を受けた研究者の科研費交付対象からの除外について」参照）

⑤ 不正行為（捏造、改ざん、盗用）に関与した者（共著者及び著者ではないが当該不正行為に関与した者と認定された者を含む。）は、

- ・認定された年度の翌年度から、不正行為の関与の度合いや学術的・社会的影響度、行為の悪質度に応じて2～10年間（具体的に何年にするかは、研究機関からの認定報告を受け、文部科学省又は日本学術振興会が決定する）、
- ・新規課題か、継続課題であるかを問わず、
- ・研究代表者にも研究分担者にもなることができない。

(例) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な場合……10年

⑥ 不正行為には関与していないが、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）は、

- ・認定された年度の翌年度から、当該不正行為の学術的・社会的影響度行為の悪質度に応じて1～3年間（（具体的に何年にするかは、研究機関からの認定報告を受け、文部科学省又は日本学術振興会が決定する）、
- ・新規課題か、継続課題であるかを問わず、
- ・研究代表者にも研究分担者にもなることができない。

(例) 研究分担者Bが、海外の原著論文を許諾を得ず無断で翻訳し、研究代表者Aが科研費の研究成果として取りまとめた文献に、引用であることを明記せず研究分担者Bの論文として掲載した。

○研究代表者A……………2年
(不正行為があつた文献の内容について責任を負う者)

○研究分担者B……………5年
(不正行為を行つた者)

[参考]

「研究活動の不正行為への対応に関する科学研究費補助金における運用方針」別表
平成19年4月1日科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会決定

不正行為への関与に係る分類		学術的・社会的影響度 行為の悪質度	除外期間
不正行為に関与した者	ア) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	イ) 不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの	5～7年
		当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	3～5年
	ウ) ア) 及びイ) を除く不正行為に関与した者		2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは不正行為の悪質度が小さいと判断されるもの	1～2年

※ 他府省を含め科研費以外の研究費で不正行為等を行ったことにより、一定期間、当該研究費の交付対象から除外される研究者についても、平成18年4月以降、上記のとおり取扱っている（4「科研費以外の競争的資金において交付対象除外措置を受けた研究者の科研費交付対象からの除外について」参照）

4 科研費以外の競争的資金において交付対象除外措置を受けた研究者の科研費交付対象からの除外について

科研費以外の競争的資金制度の研究費において不正な使用等を行い、一定期間当該研究費の交付対象から除外される研究者についても、「競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針※」に従い、それと同じ期間、科研費の交付対象から除外されます。

※ 平成17年9月9日 競争的研究資金に関する関係府省連絡会の申し合わせ

[参照] 競争的資金制度一覧（平成20年度）

省庁名	担当機関	制度名
内閣府	本府	食品健康影響評価技術研究
総務省	本省	戦略的情報通信研究開発推進制度
	独立行政法人情報通信研究機構	新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支援
		民間基盤技術研究促進制度
	消防庁	消防防災科学技術研究推進制度
文部科学省	本省	科学研究費補助金
	独立行政法人日本学術振興会	
	独立行政法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業（「社会技術研究開発事業」を含む）
	本省	科学技術振興調整費
	本省	世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム
	独立行政法人科学技術振興機構	革新技術開発研究事業
	独立行政法人科学技術振興機構	先端計測分析技術・機器開発事業
	独立行政法人科学技術振興機構	独創的シーズ展開事業
	独立行政法人科学技術振興機構	産学共同シーズイノベーション化事業
	本省	キーテクノロジー研究開発の推進
	本省	地球観測システム構築推進プラン
	本省	21世紀COEプログラム
	本省	グローバルCOEプログラム
	独立行政法人科学技術振興機構	原子力システム研究開発事業
	独立行政法人科学技術振興機構	重点地域研究開発推進プログラム
	独立行政法人科学技術振興機構	地域結集型研究開発プログラム等
	本省	政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業
	本省	人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業
	本省	海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム
	本省	原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ
	独立行政法人科学技術振興機構	科学技術発展基盤整備事業

省庁名	担当機関	制度名
厚生労働省	本省	厚生労働科学研究費補助金
	独立行政法人医薬基盤研究所	保健医療分野における基礎研究推進事業
	本省	産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業
	本省	新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業
	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	イノベーション創出基礎的研究推進事業
経済産業省	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	産業技術研究助成事業
		大学発事業創出実用化研究開発事業
	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	石油・天然ガス開発・利用促進型事業
	本省	革新的実用原子力技術開発費補助事業
	本省	地域資源活用型研究開発事業
	本省	地域イノベーション創出研究開発事業
	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	エネルギー使用合理化技術戦略的開発
		エコイノベーション推進・革新的温暖化対策技術発掘プログラム
国土交通省	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	運輸分野における基礎的研究推進制度
	本省	建設技術研究開発助成制度
環境省	本省	環境技術開発等推進費
	本省	廃棄物処理等科学研究費補助金
	本省	地球環境研究総合推進費
	本省	地球温暖化対策技術開発事業

5 他省庁の指摘や内部監査により判明した不適切な使用の事例

1. 「総務省 民間団体等を対象とした補助金等に関する行政評価・監視に基づく勧告（第2次）」（平成18年8月16日勧告）

- ① 会議費でアルコール代を支出
- ② 研究の目的と異なる出張旅費の支出
- ③ 旅費単価の誤りによる誤支給
- ④ 領収書の購入物品名が不明確な支出
- ⑤ 証拠書類として不十分なものに対する支出

2. 「財務省 財政制度等審議会」（平成18年10月20日）

- ① 研究成果公開促進費において、バックナンバー等在庫見積が過剰（在庫分の9割が結果的に不用）
- ② 学術的刊行物において調査対象の11件全てが、データベース作成では調査対象36件中33件が随意契約

3. 「会計検査院 平成17年度決算検査報告」（平成18年11月10日公表）

- ① 実際の納品日は、補助事業の実施期間の前年度以前あるいは翌年度となっているが、補助事業の実施期間内に購入したとして購入代金を業者に支払っている例。
- ② 適正な納品検査が行われていないために、業者が保管している納品書（控）等の日付と大学の納品書の日付が30日を超えて乖離している例。

4. 会計検査院実地検査や内部監査等の実施により本省に報告があった事例（直接経費に関する不適切な事例）

- ① 物品費の支出に関し、新規採択課題の交付内定通知書受領前の物品購入に関する立替払いの精算において、新規採択研究課題の経費として支出。
- ② 謝金の支出に関し、出勤簿が勤務実態を正確に反映していない記載。（間接経費における不適切な事例）
- ③ 機関における間接経費に関するルール（配分や使用方法など）が整備されていないために、計画的な執行が行われていない例。
- ④ 研究環境の整備（研究室の整備や研究者への配分など）に係る執行状況を機関で把握していないために、直接経費との区分が明確となっていない例。

〔参考〕競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針（抜粋）

（平成17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合せ（平成18年11月14日改正））

1. 趣旨

第3期科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定）において、政府研究開発投資の投資効果を最大限發揮させが必要とされ、研究開発の効果的・効率的推進のため、研究費配分において、不合理な重複・過度の集中の排除の徹底、不正受給・不正使用への厳格な対処といった無駄の徹底排除が求められている。また、実験データの捏造等の研究者の倫理問題についても、科学技術の社会的信頼を獲得するために、国等は、ルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールに則って活動していくよう促していることとしている。

これに関連して、総合科学技術会議では、公的研究費の不正使用等は、国民の信頼を裏切るものとして、平成18年8月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」を決定し、各府省・関係機関に対して、機関経理の徹底及び研究機関の体制の整備など、この共通的な指針に則った取組を推進するよう求めている。

また、研究上の不正に関しても、総合科学技術会議では、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものとして、平成18年2月に「研究上の不正に関する適切な対応について」を決定し、国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱について、あらかじめ明確にすることとしている。

本指針は、これらの課題に対応するため、まず、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。

2. (略)

3. 不正経理及び不正受給への対応

関係府省は、競争的研究資金の不正経理又は不正受給を行った研究者に対し、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人が有する競争的研究資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に對して要請するものとする。

(1) 不正経理を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的研究資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的研究資金担当課に当該不正経理の概要（不正経理をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究資金担当課は、所管する競争的研究資金への応募を制限する場合がある旨、公募要領上明記する。

この不正経理を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降2から5年間とする。

(2) 偽りその他不正の手段により競争的研究資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的研究資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的研究資金担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究資金担当課は、所管する競争的研究資金への応募を制限する場合がある旨、公募要領上明記する。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間とする。

4. 研究上の不正行為への対応

関係府省は、競争的資金による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があつたと認定された場合、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に對して要請するものとする。

(1) 当該競争的資金について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることが能够ることとし、その旨を競争的資金の公募要領上明記する。

(2) 不正行為に關与した者については、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に關与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競

争的資金への応募についても制限する場合があるとし、その旨を競争的資金の公募要領上明記する。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間とする。

(3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とし、その旨を公募要領上明記する。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間とする。

5. その他

(2) 上記の「研究上の不正行為への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成18年11月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成18年度の公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

(3) 不正経理及び不正受給により応募資格を制限された研究者の情報については、内閣府が一元的に管理する。

(別紙) 競争的研究資金に関する関係府省連絡会 名簿

内閣府政策統括官（科学技術政策担当）付参事官

総務省情報通信政策局技術政策課長

文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課長

厚生労働省大臣官房厚生科学課長

農林水産省農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課長

経済産業省産業技術環境局産業技術政策課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室長

科学研究費補助金の繰越について

1 平成19年度の繰越実績

平成19年度科学研究費補助金の繰越については、所属する研究機関を通じて約1,400件の事前相談が文部科学省にあり、平成20年1月中旬から財務省と繰越しに係る協議を開始しました。

その結果、最終的には1,297件（昨年度は641件）について繰越承認が得られました。また、承認された繰越し分の科研費については、研究機関からの請求に基づき7月11日（学振交付分は7月15日）に支払われました。

事前相談があったうち、約100件程度が繰越承認申請まで至りませんでしたが、その主な理由は、以下のとおりです。

- ① 年度内に研究を完了させることができたため。
- ② 繰越し事由に合致しないことが判明したため。

（主な例）

- 1) 講義など自らの業務の多忙をはじめとする研究実施に付随しない事由を理由とするもの。
 - 2) 翌年度に完了の見込みがないものを理由とするもの
 - 3) 事前の調査不足又は準備不足を理由とするもの。
- （例）・ 前年度に生じた自然災害を理由とするもの。
・ 前年度から継続している資材不足を理由とするもの。
・ 法律の施行に伴う状況の変化を理由とするもの。

2 平成20年度の申請に向けて

平成20年度の研究課題に係る繰越承認申請の提出期限は、平成21年3月2日です。繰越承認申請の提出に当たっては、学術研究助成課研究推進係まで事前にご連絡下さい。また、研究機関において初めて繰越承認申請を行う場合や、繰越し事由に該当するか判断に迷う場合にも、同課同係までお問い合わせ下さい。

繰越し事由に該当すれば、繰越しの承認を得ることは難しくありません。詳細な研究内容や背景の説明をする必要はありません。200字～300字程度で繰越し条件に該当する旨の説明をするだけであり、効率的・効果的に研究を実施するための選択肢の一つとして、本繰越し制度を積極的にご活用ください。

現在、平成19年度科研費繰越事例集の作成や、申請様式の改善に向けた検討を行っており、平成20年12月頃に、「平成20年度科研費の繰越に係る留意点」として各研究機関にお知らせする予定です。

【連絡先】

文部科学省研究振興局学術研究助成課研究推進係

電話 03（6734）4183 FAX 03（6734）4093

1. 繰越し実績（平成15年度～平成19年度）

年度	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19
繰越件数	24件	10件	55件	641件	1,297件
機関数	21機関	8機関	45機関	117機関	159機関

2. 平成19年度繰越し状況

(1) 機関種別

機関種別	機関数	繰越件数
国立大	56	1,088
公立大	18	40
私立大（含む短大）	51	99
大学共同利用機関	9	26
独法	12	29
民間等	13	15
合計	159	1,297

(2) 繰越事由

研究に際しての事前の調査難	-----	20件
研究方式の決定の困難	-----	212件
計画に関する諸条件	-----	939件
気象の関係	-----	18件
資材の入手難	-----	108件
		1,297件

(3) 研究種目別

研究種目	件数
特別推進研究	13
特定領域研究	172
基盤研究（S）	40
基盤研究（A）	155
基盤研究（B）	328
基盤研究（C）	200
若手研究（S）	6
若手研究（A）	53
若手研究（B）	152
若手研究（スタートアップ）	18
萌芽研究	80
特別研究促進費	8
研究成果公開促進費（データベース）	1
研究成果公開促進費（学術図書）	2
特別研究員奨励費	46
学術創成研究費	23
合計	1,297

[繰越要件のチェックポイント] * 詳細は、別紙参照。

①交付申請書における研究計画の範囲内であること

様式 C－2（事業概要、当初計画、変更後の計画及び事由の具体的内容）の記載内容は、交付申請書の研究計画の範囲内のものである。

②交付決定時には予想し得なかつたことであること

- ・要因の発生した時期が交付決定後であるか。
- ・当初計画は十分に検討されたものであり、事前の調査又は準備等の不備（マネジメント不足でないか。）がなかつたか。

③外部的要因（自然的、社会的諸条件）

研究者自らでは回避（対処）することができない、止むを得ない要因や状況によるものか。

専ら研究者の自己都合によるものではないか。

④当該計画部分に係る経費を繰り越す必要が生じた

目的に沿って当該補助事業の年度内執行に努め、対処方策を講じる等、繰越を避けるための最大限の努力がなされたか。

⑤翌年度に完了する見込みである

研究期間を翌年度まで延長することで繰り越すことになった問題が解決し、補助事業の目的が達成され、完了する見込みがあるか。

「繰越（翌債）を必要とする理由書」（様式C－2）及び
「事業計画行程表」（様式C－3）作成の留意点

1. 「繰越（翌債）を必要とする理由書」（様式C－2）について

（1）繰越しの対象となるもの

科学研究費補助金において経費の繰越しの対象となるのは、その事由が①交付申請書における研究計画の範囲内であって、執行過程において②交付決定時には予想し得なかった③外部的要因（自然的、社会的諸条件（※））により、④当該計画部分に係る経費を繰り越す必要が生じた場合であり、かつ、⑤翌年度に完了する見込みのあるものです。

- ※ 1. 研究に際しての事前の調査難 4. 気象の関係
2. 研究方式の決定の困難 5. 資材の入手難
3. 計画に関する諸条件

（2）上記（1）の下線部①から⑤までの各要件の留意点

①交付申請書における研究計画の範囲内であること

様式C－2（事業概要、当初計画、変更後の計画及び事由の具体的内容）の記載内容は、交付申請書の研究計画の範囲内であること。

- ・ 当初計画との関連性
- ・ 所期の目的を達成するために繰り越すことが止むを得ないといえるか
- ・ 研究計画のどの部分に計画の変更を生じ、繰り越すこととなるか等が分かるように記述してください。

②交付決定時には予想し得なかつたことであること

予想し得なかつたものであるかについて、

- ・ 外部的要因の発生した時期が交付決定後であること。
- ・ 当初計画は十分に検討されたものであり、事前の調査不足又は準備不足等の不備がなかつたものであること。

等が分かるように記述してください。

なお、「交付申請時には既に判明していた」場合や明らかに「事前に予想することが可能」な場合等は、予想し得なかつたものとは認められません。また、「事前の調査又は準備不足」や「事前の調整の不備」等、研究体制のマネジメントが適切でないと見受けられる場合も繰越事由には該当しません。

③外部的要因（自然的、社会的諸条件）

外部的要因とは、研究者自らでは回避（対処）することができない、止むを得ない要因や状況を言います。

従って、専ら研究者の自己都合によるもの等は外部的要因に該当しません。

例えば「入札の不成立」そのものは、契約するための単なる手続き行為であり、繰越の要件である経費の性質、事業が備えている特殊な事情とはいえないため、繰越の理由（外部的要因）には該当しませんが、入札の不成立の結果を踏まえ、仕様又は設計に何らかの変更を加えなければならず、その変更に相当の日数を要するため事業を繰り越さざるを得ない場合等は「計画に関する諸条件」等の事由で繰り越すことは可能です。

④当該計画部分に係る経費を繰り越す必要が生じた

外部的要因が当初計画に影響を及ぼした場合であっても、対処方策を講じなかつことによって、その結果年度内に補助事業が完了しなかつた場合は、繰越の対象にはなりません。

事由によっては、目的に沿って当該補助事業の年度内執行に努め、対処方策を講じる等、繰越を避けるための最大限の努力がなされたかという視点からも審査が行われます。

⑤翌年度に完了する見込みである

繰り越すことになった原因が解決され、翌年度に完了することが分かることに記述してください。翌年度内に完了することが当初から見込まれない場合には、たとえ、それが事由に該当するものであっても認められません。

※ 事由の具体的な内容が不明な場合は、内容の確認・記述の修正をお願いすることになります。

○繰越事由と変更後の計画の因果関係が明らかでない場合

○説明の内容が専門的すぎて分かりにくい場合

○記述内容が抽象的で、具体的に説明されてない場合 など

2. 事業計画行程表（様式C－3）について

- ① 「当初」欄には、当初計画の行程の内容を端的に記述してください。
- ② 「変更後」欄には、当初欄の計画内容がどのように変更されるのかを分かりやすく記述するとともに、繰越の要因となった事象・時期・遅延期間等を記述してください。遅延期間がある場合は、当該期間を点線で表してください。
- ③ 様式C－2の「変更後の計画」欄に記載された「内容」と様式C－3の記載内容(線表)が、一致するよう記入してください。

Q & A 「繰越」について

Q1：研究代表者の急病・事故などにより研究計画が予定通り遂行できなかつた場合は、繰越事由に該当するのでしょうか？

A：研究者の不可抗力による急病や事故等の場合は、繰越事由に該当するものと考えられます。（発生時期や復帰の見込みなど、個別に判断することとなります。）

Q2：繰越は、研究期間の初年度や最終年度でも可能でしょうか？

A：繰越事由に該当するものであれば研究期間の年度に関わらず可能です。ただし、特別研究員奨励費の最終年度については、特別研究員としての資格を喪失するため、繰り越すことはできません。また、特定領域研究における計画研究及び公募研究については、事前に領域代表者に相談し、了解を得てください。

Q3：例えば、2年目の科研費を繰り越した場合、3年目の科研費と併せて使用することは可能でしょうか？

A：2年目及び3年目の科研費は同じ時期に交付されますが、例えば、両者を合算して1つの機器を購入することはできません。

これは、同一の研究課題であっても、補助事業としてはそれぞれの年度の別事業であるためです。（繰り越した科研費は、当初の補助条件を変更し、研究期間を延長したものであり、次年度に交付される科研費とは別のものです。）

したがって、それぞれ別に手続（繰り越した経費は支払請求、当該年度の科研費は交付申請）をする必要がありますので、例えば、両方を合算して交付申請書を作成することができないように注意をお願いします。

Q4：繰り越した場合、重複応募制限のルールに該当する場合がありますか？

A：繰り越した事業は、前年度から継続している事業として実施するもの（繰り越後の年度の事業とは異なる事業）であり、例えば、甲年度が最終年度となる基盤研究（C）の研究課題Aを乙年度に繰り越した場合、乙年度に新規採択された基盤研究（C）の研究課題Bを同時に実施することは可能であり、重複応募制限のルールに該当することはありません。

Q5：「科学研究費補助金に係る歳出予算の繰越しの取扱いについて（通知）」（平成18年4月1日付18文科振第1号）によると、繰越の際は、「原則、直接

経費の30パーセント相当の間接経費も返還する」こととなっていますが、繰越申請時点において30パーセント相当の間接経費がない場合はどうすればよいでしょうか？

A：間接経費を全額執行してしまっている場合や年度内の執行計画が定まっている場合などは、直接経費のみを繰り越しても差し支えありません。

間接経費は、各研究機関の長の責任の下、公正・適正かつ計画的・効率的に使用するものであり、通知はこの点を踏まえ直接経費の執行状況に合わせて間接経費が執行される場合を想定して「原則返還すること」としておりますが、間接経費の執行は、必ずしも直接経費の執行状況に合わせて行う必要はありません。

Q6：前年度に繰越を行ったため、研究計画全体のスケジュールに遅延が生じました。このことは、繰越の事由に該当するでしょうか？

A：当該年度の補助事業を翌年度に繰り越す際に、前年度に繰越を行ったことは繰越の事由には該当しません。

補助事業は、各年度ごとに独立したものとして実施し、繰り越した研究と当該年度の研究は、それぞれ独立した補助事業として同時に実施すると考えるため、繰越を行ったことを理由として研究計画全体のスケジュールに遅延が生じるとは考えません。

ただし、当該年度の補助事業についても、別途繰越を必要とする事由に該当する場合は、繰越を行うことは可能です。

Q7：年度途中に採択になったことを理由に繰り越すことは可能でしょうか？

A：交付申請時に、当該年度に補助事業が完了する見込みがあることが交付申請書の前提であるため、「年度途中の採択」は繰越の事由には該当しませんが、当該年度の補助事業について、別に繰越事由に該当する場合は、繰越を行うことは可能です。

Q8：平成19年度科学研究費補助金の繰越は、どのような状況だったのでしょうか？

A：平成19年度科学研究費補助金の繰越状況は、事前相談を経て、159の大 学等研究機関から繰越申請があり、繰越承認件数は、1, 297件でした。

(参考) 繰越し実績（平成15年度～平成19年度）

年度	H15	H16	H17	H18	H19
繰越し件数	24件	10件	55件	641件	1, 297件
機関数	21機関	8機関	45機関	117機関	159機関